

別記様式(第6関係)

		担当課	上下水道部経營業務課
会議の名称	第1回鴻巣市上下水道事業運営審議会		
開催日	令和4年2月9日(水)		
開催時間	午後2時0分開会・午後3時30分閉会		
開催場所	鴻巣市役所 本庁舎4階大会議室		
議長(委員長・会長)氏名	会長 田島 史 副会長 岸本 貴志		
出席者(委員)氏名(出席者数)	田島 史(会長)、岸本貴志(副会長)、太田 博、上田美和子、栗原三香子、猿丸和可、牧 昇、藤井 啓、堀 和行、菅間正美(10名)		
欠席者(委員)氏名(欠席者数)	なし(0名)		
事務局職員職氏名	上下水道部長 三村 正 参事兼経營業務課長 高子英江 水道課長 小林弘樹 水道課副課長 大網岳志 水道課副課長 横田秀之 経營業務課副課長 矢澤恭子 経營業務課主査 中山久美子 経營業務課主任 神成洪作		
傍聴の可否(傍聴者数)	傍聴可 (傍聴者 0名)		
会議の内容	(次第) 1 開会 2 委員委嘱 3 委員・事務局の紹介 4 会長・副会長の選出 5 市長諮問、挨拶 6 議題 (1) 審議会の進め方について(案) (2) 鴻巣市水道事業ビジョンの概要について (3) 事業の進捗状況について 7 その他 8 閉会		
	(決定事項など) ◆会長に田島委員、副会長に岸本委員を選出した。 ◆次第6議題(1)「審議会の進め方について」事務局案を説明し、了承された。 審議事項を「鴻巣市水道事業の課題」「理想像・基本方針の設定」「目標実現に向けた取り組み及び事業計画と財政の見通し」の3つの項目に分け、事務局作成の素案をもとに審議していき、必要に応じて案を追加・修正を行う。パブリックコメントを実施し、答申案を作成する。審議会は全5回。		

	<p>◆次第6議題（2）「鴻巣市水道事業ビジョンの概要について」 現行の鴻巣市水道事業ビジョンの「1 策定の目的」「2 ビジョンの位置づけ」「3 計画期間」「4 本市水道事業の課題」「5 基本理念と基本目標」「6 目標実現に向けた施策」について事務局が説明した。</p> <p>◆次第6議題（3）「事業の進捗状況について」 事業計画の説明と進捗状況について事務局が報告をし、後期にむけての事業の見直しの要否を説明し、了承された。 耐震化に基づく事業計画については、内容・工程の見直しの必要箇所が多く、その他の計画については、後期にむけても事業継続を予定している。</p> <p>◆今回の審議会では、水道料金の改定は決定しないこととするが、水道事業における課題を踏まえ、水道料金の今後の方向性について議論する必要がある旨、会長から説明があった。</p> <p>◆審議委員より、平成30年度に策定した現行の水道事業ビジョンは、数値が平成27年度データを使用しているため、国勢調査も終わって新しい人口予測値が出るので、新しい数値を使用して改訂版を作成してほしい。埼玉県全体で見ると、特に県南は人口予測値よりも減少していないため、事業計画の変更を余儀なくされている水道事業体もある。鴻巣市も高位値で推移しているようであるが、第2回審議会には実績値が予測値とどうなったかという分析は審議委員に示したほうがよいのではないかと意見があった。 また、現在コロナ禍で、都内などに通勤せずに自宅でテレワークをすることも増えているので、一般家庭の使用量が増えていて、逆に工場などが閉鎖や縮小になっている傾向にあり、口径ごとに料金体系が異なるため、水の使用量は増加していても収入は減少しているという水道事業体も多くある。コロナ禍で生活圏も変化しているため、データとして出にくいかもしれないが、分析して示してもらえるとよいのではないかと意見があった。 県の方で広域化推進プランを策定しなければならないが、総務省では広域化としているが、なかなか広域化は進まないため、厚生労働省は広域連携という表現をするようになってきた。県としては水道事業体に対し、技術的なサポートをしていく方針で広域化推進プランの見直しを考えている。鴻巣市も桶川北本水道企業団と連携し、連絡管を整備したり災害時の訓練をしているということなので、広域化についても最新の情報にしていくとよいのではないかと意見があった。</p> <p>◆第2回鴻巣市上下水道事業運営審議会は、令和4年7月27日（水）午後2時から行うこととした。</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回鴻巣市上下水道事業運営審議会 次第 ・資料1 審議会委員名簿 ・資料2 鴻巣市上下水道事業運営審議会条例 ・資料3 審議会の進め方について（案） ・資料4 今後の審議内容とスケジュール（案） ・資料5 鴻巣市水道事業ビジョンの概要 ・資料6 事業の進捗状況

注 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い場合は、別紙に記入するものとする。